

業務仕様書

1 業務名

次期札幌市スポーツ推進計画策定支援業務

2 業務の目的

現行の札幌市スポーツ推進計画の改定以降、社会情勢等が変化するとともに、国において第三期スポーツ基本計画が示されたことなどを踏まえ、札幌市における今後10年間のスポーツ施策推進に関する指針となるべき「次期札幌市スポーツ推進計画」（以下「次期計画」という。）を策定することを予定している。

については、限られた期間で効率的・効果的に業務を行うために、次期計画策定作業の一部について、支援業務を委託するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

4 業務内容

次期計画の策定に当たって必要な業務のうち、市民アンケートの実施等の一部の業務の支援、補助を委託するもの。

具体的な委託業務の内容は次のとおり。

(1) 市民及びスポーツ関係団体へのアンケート調査

市民及びスポーツ関係団体に対して、下表のとおり、計画策定の基礎資料となる市民のスポーツ活動状況や団体の取組状況等に係るアンケート調査を実施し、その結果のデータ化、分析、報告書作成を行うこと。

詳細については、別紙「市民及びスポーツ関係団体へのアンケート調査 詳細仕様書」のとおり。

〈市民アンケート・スポーツ関係団体アンケート共通事項〉

項目	内容
調査方法	郵送（調査票を発送し、返信用封筒で回収）
調査時期	令和4年8月上旬～中旬の発送を予定（調査期間は3週間程度を想定）
送付物	依頼文、調査票、返信用封筒
調査票	調査票原稿は市が作成し、受託者に交付するので、必要数の印刷は受託者が行うこと。 設問数は市民・スポーツ団体それぞれ30問程度を想定。 ※他項目選択式回答がメイン。ただし、選択肢「その他」等において、自由記載あり。
結果報告	調査結果と報告書は書類及びデータで提出 ※9月末までに、結果の速報として、調査結果のデータを提出すること。

〈市民アンケートに関する事項〉

項目	内容
調査名称	札幌市民の運動・スポーツ活動実態調査
調査対象	18歳以上の市民4,000人（市において住民基本台帳から無作為抽出） ※受託者には抽出した対象者の宛名シールを交付する。

〈スポーツ関係団体アンケートに関する事項〉

項目	内容
調査名称	次期スポーツ推進計画の策定に係るアンケート
調査対象	○スポーツ施設指定管理者（3団体） ○スポーツ協会加盟の競技団体（53団体） ○障がい者スポーツ協会及び関連の競技団体（23団体） ○札幌グローバルスポーツコミッション（1団体） （スポーツボランティア団体として） ※受託者には、対象団体のリストを交付するので、宛名ラベルなどを作成のうえ、発送すること。

(2) プロスポーツチームへのヒアリング調査

市内に本拠地を置くプロスポーツチーム（4チーム）と札幌市がスポーツ施策等に関する意見交換を実施する場に参加し、議事録を作成すること。

(3) 計画素案作成補助

札幌市が作成する計画素案について、伝わりやすく、わかりやすいものにするためのデザインを行うなどの素案作成に係る補助を行うこと。

5 著作権

本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は、全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。

また、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に札幌市に無償で譲渡する。

6 個人情報の保護

(1) 本業務に関連した個人情報については、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）、札幌市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」及び「個人情報取扱留意事項」（別紙）に基づき、適正な措置を講じなければならない。

(2) 前項の個人情報について、札幌市個人情報保護条例の規定に基づき、札幌市に対する開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった場合において、札幌市から開示、訂正または利用停止の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

7 環境への配慮について

本業務の履行においては、作業全般にわたって、節電、再生紙の積極的な利用、作業成果物の磁気化による紙の節約など、環境に配慮した資源の利用に留意すること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては極力節約に努め、ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (2) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合は、出来るだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (5) 業務に係る従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

8 その他

- (1) 本業務の履行に際しては、札幌市と十分な協議を行うこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、札幌市と受託者が協議の上、決定するものとする。

9 担当

札幌市スポーツ局スポーツ部企画事業課 奈良
Tel (011) 211-3044

別紙

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、役務による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、札幌市が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、札幌市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、札幌市から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに札幌市に返還するものとする。

ただし、札幌市が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに札幌市に報告し、札幌市の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 札幌市は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているときと認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。